令和8年度
『松山市脱炭素加速化補助金』
申請の手引き

令和8年5月

松山市

（環境・ゼロカーボンシティ推進課）

ご本人が申請してください。

＜目次＞

1. 事業概要（初めにお読みください）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -1-
（1）共通の主な条件
（2）「太陽光発電設備及び蓄電池」設置補助金　主な条件
（3）「ZEH」導入補助金　主な条件
（4）全体の流れ・・ -2-
2. 補助対象者の要件について・・・ -3-
3. 補助対象設備および補助要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -3-
4. 提出書類について・・ -7-
5. 申請手続きについて・・・ -17-
6. 交付決定について・・ -19-
7. 交付決定後の事業内容等の変更または中止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -20-
8. 実績報告について・・・ -21-
9. 補助金の請求について・・ -26-
10. 補助金受領後の義務等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -28-

【注意事項】 申請前に必ずお読みください

補助金を希望される方は、この手引きのほか、補助金交付要綱等を併せてご確認の上、申請してください。

1. 事業概要

本事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、本市の脱炭素化を一層加速させることを目的としています。

（1）共通の主な条件

- 市内の自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅に設置または導入すること。
- 他の補助金の交付を受けていない、かつ受ける予定がないこと。
- 市から交付決定通知書が届いてから、事業に着手すること。（※事業の着手には、補助対象設備に係る契約締結、機器の購入、工事の着工等が含まれます。）
- 令和9年1月29日（金）までに、実績報告書を提出すること。

※ 交付決定前に事業に着手しているものは補助の対象外になります。
ただし、ZEH として建築された建売住宅を購入する形で ZEH 補助金を申請する場合は、着工済であっても交付決定後に売買契約を締結するのであれば、補助対象になります。

申請できるのは、下記（2）（3）のいずれか**一方のみ**になります。

（2）「太陽光発電設備及び蓄電池」 主な条件

- 太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置すること。
- 固定価格買取制度（FIT制度）やFIP制度の認定を受けないこと。
- 太陽光発電設備により発電した電力量の30%以上を自家消費すること。

※補助金額の考え方等は、13～16ページでご確認ください。

（3）「ZEH」 主な条件

- 愛媛県内に本店を置く事業者との契約により新築する住宅または購入する住宅。
- 申請者が、常時居住すること。
- 当該住宅に、過去に所有権保存登記がされていないこと。

※補助金額の考え方等は、13～16ページでご確認ください。

（4）全体の流れ

●補助金申請および補助金受領後のフロー

①「主な条件」を満たしているかチェック。（手引き1ページ）

②補助対象者としての要件を満たしているかチェック。（手引き3ページ）

③補助対象設備および補助要件を満たしているかチェック。（手引き3ページ以降）

④上記3つを全て満たしている方は交付申請書を作成し、提出書類をチェック。

⑤市の窓口（環境・ゼロカーボンシティ推進課）に交付申請書一式を提出。

⑥市から、「交付」または「不交付」の審査結果が記載された決定通知書が届く。

⑦交付決定通知書が届いてから、事業者と契約締結または工事着工する。

（大きな内容変更を行う場合は、事前に変更交付申請書を市の窓口に提出）

⑧事業の完了後、提出期限までに市の窓口に実績報告書一式（軽微な変更があった場合は関係資料一式を含む）を提出。

実績報告に対する審査で適当と認められれば、補助金交付額確定通知書が届く。

⑨交付額確定通知書が届いたら、市の窓口に補助金の請求書（申請者名義）を提出。

（市の事務処理後、請求書に記載した口座に補助金が振り込まれる。）

⑩善良な管理者の注意をもって補助対象設備を管理。（必要書類等を整備・保管）

●用語の定義

・市　要　綱　：松山市脱炭素加速化補助金交付要綱をいう。

・国交付要綱：二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）をいう。

・国実施要領：国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）をいう。

・法定耐用年数期間：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定める期間を勘案して、市長が別に定める期間をいう。

2. 補助対象者の要件について

check	条 件
	「太陽光発電設備及び蓄電池」の同時設置または「ZEH」の導入を行う個人である。
	「太陽光発電設備及び蓄電池」を PPA 方式またはリース方式で設置する法人または個人事業主である。
	市税を滞納していない。
	松山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でない。
	法人の役員及び従業員に暴力団員等がいない。
	暴力団、暴力団員等、暴力団関係事業者と取引関係がない。
	松山市脱炭素加速化補助金交付要綱による補助金の交付を受けていない。
	◆太陽光発電設備及び蓄電池を申請される方 過去に、要綱に規定する「太陽光発電設備」、「蓄電池」、「ZEH」に対する補助金の交付を市から受けたことがない（補助金の交付の申請をする日が属する年度の4月1日において、補助金の交付の決定を受けた日から17年を経過した場合を除く。）。 ◆ZEH を申請される方 過去に、要綱に規定する「ZEH」に対する補助金の交付を市から受けたことがない（補助金の交付の申請をする日が属する年度の4月1日において、交付の決定を受けた日から17年を経過した場合を除く。）。

3. 補助対象設備および補助要件について

check	条件（共通）
	市内の自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅に設置または導入する。
	設置・導入・管理に当たっては法令・条例・市要綱等を遵守する。
	「太陽光発電設備及び蓄電池」または「ZEH」いずれか一方のみの補助申請である。
	補助対象設備について、国・地方公共団体（松山市を含む）・その他の団体の補助金等を受けていない、かつ、受ける予定はない。
	市要綱第14条第3項に定める期間を経過するまでの間、補助対象設備の設置または導入により得られる温室効果ガス排出削減効果について、J－クレジット制度のプログラム登録を行わない。

check	条件（太陽光発電設備）
	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1kW以上10kW未満の設備である。
	毎月の発電電力量や電気使用量が確認できる設備である。
以下の国実施要領の別紙2「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金　交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）」の「1. 事業の要件」および「2.ア（ア）に定める交付要件aからg（10kW以上の規定除く。）」を満たしている。	
	補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものである。
	中古設備ではない。
	固定価格買取制度（FIT制度）やFIP制度の認定を受けない。
	設置後、必ず発電した電力量の30%以上を自家消費する。
	自己託送を行わない。
	太陽光の設置について、近隣住民から了解を得られる見込みである。
	出力制御の要請を受けた時は適切な方法で協力する予定である。
	【PPA】 補助金額相当分がサービス料金から控除されるものである。
	【PPA】 上記を証明できる書類を法定耐用年数期間満了まで具備できる。
	【PPA】 補助対象設備を法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備できる。
	【リース】 補助金額相当分がリース料金から控除されるものである。
	【リース】 上記を証明できる書類を法定耐用年数期間満了まで具備できる。
	【リース】 補助対象設備を法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備できる。
	【リース】 リース期間が法定耐用年数よりも短い場合、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保できる。

check	条件（蓄電池）
	据置型（定置型）で、アンカーボルト等で基礎等に固定されている。
以下の国実施要領の別紙2「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金　交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）」の「1. 事業の要件」および「2.ア（イ）に定める交付要件」を満たしている。	
	補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものである。
	中古設備ではない。
	定格容量が20kWh以下である。
	12. 5万円／kWh 以下の蓄電システムとなるよう努めている。
	同時設置する太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するもの。
	再エネ一体型屋外照明用蓄電池又は停電時の非常用予備電源でない。
	蓄電池部（初期実効容量1. 0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。
	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について表示がなされている。
	蓄電池部安全基準として、JIS C 8715－2または IEC62619の規格を満たすこと。
	【リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ】 蓄電システム部安全基準として、JIS C 4412の規格を満たすこと。 ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412－1若しくは JIS C 4412－2の規格も可とする。
	【リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ】 電気用品安全法国内登録検査機関かつIECEE－CB制度に基づく国内認証機関（NCB）である第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
	保証期間内の補償費用が無償であるメーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。
	【PPA】 　補助金額相当分がサービス料金から控除されるものである。
	【PPA】 　上記を証明できる書類を法定耐用年数期間満了まで具備できる。

	【PPA】 補助対象設備を法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備できる。
	【リース】 補助金額相当分がリース料金から控除されるものである。
	【リース】 上記を証明できる書類を法定耐用年数期間満了まで具備できる。
	【リース】 補助対象設備を法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備できる。
	【リース】 リース期間が法定耐用年数よりも短い場合、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保できる。

check	条件(ZEH)
	愛媛県内に本店を置く事業者と契約する新築注文住宅、または 愛媛県内に本店を置く事業者と契約する新築建売住宅である。
	新築建売戸建住宅が完成済の場合、検査済証の交付日が、本補助金の交付申請日から遡及して1年以内である。
以下の国実施要領の別紙2「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金　交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)」の「1. 事業の要件」および「2.エ(ツ)に定める交付要件(gからiまでの規定を除く。)」を満たしている。	
	新築戸建建売住宅の場合、一度も登記されたことがない。 (登記とは、所有権保存登記を指し、表題登記は含まない。)
	住宅の外皮平均熱貫流率(UA 値)が0. 6以下である。
	設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されている。
	太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入する。
	設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されている。
	申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得できる見込みである。

4. 提出書類について

●太陽光発電設備及び蓄電池　＜交付申請時＞

check	No.	提出書類
	1	松山市脱炭素加速化補助金交付申請書（様式第1号）
	2	交付申請書別紙　事業計画書
	3	誓約書（様式第2号）
	4	事業計画に係る補助金額の計算書（太陽光発電設備）（様式第4号） ※施工業者に作成を依頼してください。 （記入例参照）
	5	事業計画に係る補助金額の計算書（蓄電池）（様式第5号） ※施工業者に作成を依頼してください。 （記入例参照）
	6	補助対象経費の内訳証明書（太陽光発電設備及び蓄電池） （様式第7号） ※施工業者に作成を依頼してください。 （記入例参照） ※国実施要領の「別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）」の 区分、費目、細分、内容を参考に作成してください
	7	見積書等の写し ◆補助対象経費を明確に確認できること ※メーカー名や型式（品番）、費用の内訳があるもの
	8	太陽光発電設備による発電電力の自家消費率計算書 （太陽光発電設備及び蓄電池）（様式第9号） ※施工業者に作成を依頼してください ◆太陽光発電設備による発電電力の30%以上を自家消費すること。 ◆太陽光発電設備による発電量ならびに発電電力の自家消費量をシミュレーション等により月別に算定した上で年間の発電量や自家消費量を求め計算すること。また、これらの根拠資料を提出すること。

	9	補助対象設備のメーカー名、型式(品番)等が分かる書類 ◆メーカーの製品カタログまたはメーカーHPの該当製品ページ ※以下の設備の内容が確認できるもの(該当製品に印)(コピー可) 【補助対象設備】 ①太陽電池モジュール(メーカー名、型式、公称最大出力) ②パワーコンディショナー(メーカー名、型式、定格出力) ③蓄電池(メーカー名、型式(パッケージ型番)、蓄電容量)
	10	補助対象設備を設置する住宅の位置を確認できる書類 地図等(1／1500程度) ※該当する位置に印 (コピー可)
	11	以下①～③の設備の設置位置がわかる書類 ◆配置図、平面図、立面図等に設置位置を記載 ※印をつける 【対象設備】 ①太陽電池モジュール ※屋根上の太陽光モジュールの配置図 ②パワーコンディショナー ※設置場所が屋内の場合は平面図、屋外の場合は立面図などに設置位置を記載 ③蓄電池 ※設置場所が屋内の場合は平面図、屋外の場合は敷地内配置図などに設置位置を記載
	12	以下①～④のカラー写真(撮影日入りのもの) ※申請書の提出日から遡及して1ヶ月以内に撮影したのもの ①導入予定の住宅全体 ※新築の場合は建設予定地の写真 ②太陽電池モジュールを設置する屋根上の写真 ※設置予定箇所が複数のときは(屋根の面)全ての箇所の写真 ※交付申請時に提出できない場合は、施工時に必ず施工前・施工後の写真を撮影し、実績報告時に提出すること ③パワーコンディショナーの設置予定位置がわかる写真 ※設置予定位置に印 ④蓄電池の設置予定位置がわかる写真 ※設置予定位置に印

	13	専用住宅であることが確認できる書類 ※以下の①～③のうち、該当するものを提出してください。 ①住宅の種類が「既存の住宅」の場合 ◆当該住宅の不動産登記事項証明書（写し） ※発行から3ヶ月以内のもの ②住宅の種類が「新築する住宅」の場合 ◆当該住宅の平面図および立面図（写し可・A4～A3） ③住宅の種類が「購入する住宅」の場合 ◆住宅の不動産登記事項証明書（写し） ※発行から3ヶ月以内のもの ※建築中の場合は平面図および立面図（写し可・A4～A3）を提出
	14	その他市長が必要と認める書類 上記のほか、書類等の追加提出をお願いする場合があります。

※住民登録が市外にある個人が申請する場合は「住民票（写）（※マイナンバー無し）」をご提出ください。

【PPA・リース事業者が申請する場合】

上記の書類に加え、以下の書類をご提出ください。

check	No.	提出書類
	14	誓約書（需要家用）（様式第３号） ※契約の相手方（需要家）に記入してもらい、提出してください。
	15	需要家との契約について，サービス料金，リース料金等から補助金相当額が控除されていることが分かる計算書
	16	需要家が設備の設置から17年以上太陽光発電設備及び蓄電池を使用することができる契約であることが分かる書類
	17	法人の登記事項証明書（写し） ◆発行から3ヶ月以内のもの ※オンラインで取得のものも可

【注意事項】

◆契約の相手方（需要家）が、市要綱の第4条第2項（補助対象者の要件）を満たさない場合は、補助の対象外になります。

◆契約の相手方（需要家）が、市要綱の第4条第3項各号に掲げる補助金を受けている場合は、補助の対象外になります。

●ZEH　＜交付申請時＞

check	No.	提出書類
	1	松山市脱炭素加速化補助金交付申請書（様式第1号）
	2	交付申請書別紙　事業計画書
	3	誓約書（様式第2号）
	4	事業計画に係る補助金額の計算書（ZEH）（様式第６号） ※施工業者に作成を依頼してください。 （記入例参照）
	5	補助対象経費の内訳証明書（ZEH）（様式第８号） ※施工業者に作成を依頼してください。 （記入例参照）
	6	見積書等の写し ◆補助対象経費を明確に確認できること ※対象設備のメーカー名や型式（品番）、費用の内訳がわかるもの
	7	以下①～⑤の設備のメーカー名、型式（品番）等が分かる書類 ◆メーカーの製品カタログまたはメーカーHPの該当製品ページ ※メーカー名、型式（品番）等がわかるもの ※該当製品に印（コピー可） 【対象設備】 ①断熱設備（断熱材等）、②空調設備、③給湯設備、④換気設備、 ⑤再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）
	8	補助対象設備を導入する住宅の位置を確認できる書類 ◆地図等（1／1500程度）　※該当する位置に印（コピー可）
	9	以下①～⑤の設備の設置位置が確認できる書類 ◆配置図、平面図、立面図等 【対象設備】 ①断熱設備（断熱材等）、②空調設備、③給湯設備、④換気設備、 ⑤再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等） ※①と④は主要な居室部分について設備の設置が確認できる 書類を提出してください。 ※②と③は設備の設置が確認できる書類を提出してください。 ※⑤は屋根上の配置図を提出してください。

	10	ZEH の基準を満たす根拠資料(以下①～②) BELS(建築物エネルギー性能表示制度)による ①「ZEH」に関する表示についての一次エネルギー計算書 ②一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)
	11	工事の工程表(住宅の種類が「新築する住宅」の場合のみ提出) ※様式任意 ◆着工から完成までの間の計画全体がわかること ◆実績報告の提出期限(令和9年1月29日(金))までに必要書類を揃えて報告ができる余裕をもった計画になっていること。
	12	検査済証(建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項) (住宅の種類が「新購入する住宅」の場合のみ提出) ◆検査済証の交付日が申請日から遡及して 1 年以内であること ※当該住宅が建築中の場合は、実績報告時に検査済証を提出
	13	カラー写真 ※申請書の提出日から遡及して1ヶ月以内に撮影したのもの(撮影日入り) 以下①～②のうち、該当する場合について提出してください。 ①住宅の種類が「新築する住宅」の場合 ◆当該住宅の建設予定地の写真 ※Google Street View などは不可 ②住宅の種類が「購入する住宅」の場合 ※提出不要(実績報告時に購入する住宅の写真を提出)
	14	当該住宅が専用住宅であることが確認できる書類 以下①～③のうち、該当するものを提出してください。 ①住宅の種類が「新築する住宅」の場合 ◆当該住宅の平面図および立面図(写し可・A4～A3) ②住宅の種類が「購入する住宅」で完成前の場合 ◆当該住宅の平面図および立面図(写し可・A4～A3) ③住宅の種類が「購入する住宅」で完成済の場合 ◆不動産登記事項証明書(写し)※発行から 3 ヶ月以内のもの
	15	その他市長が必要と認める書類 上記のほか、書類等の追加提出をお願いする場合があります。

※住民登録が市外の個人が申請する場合は「住民票(写)(※マイナンバー無し)」をご提出ください。

※申請者住所と ZEH 住宅の住所が異なる場合は「居住誓約書」をご提出ください。

●書類作成上の注意事項

＜交付申請書について＞

- 事業着手予定年月日は、市の交付決定日以後に事業者と契約締結または工事着工する日です。（いずれか早い方の日が事業着手日となります）
- 申請受付開始当初（6月～7月上旬）は、申請の提出数が増え、込み合うことが予想されます。そのため、申請から交付決定までお時間をいただく場合があります。
- 必要書類が全て揃っていない場合は、申請を受付できません。
- 事業計画を作成する際は、余裕をもった期間設定を行ってください。
- 事業完了後に実績報告を行っていただきますが、その際、補助対象物の保証書や、施工中の写真などが必要ですので、交付申請に必要な書類だけでなく、実績報告に必要な書類についても事前によくご確認いただき、滞りなく実績報告を提出できるよう、施工業者とよく相談したうえで、申請してください。
- 申請手続きは、行政書士等法令で定められている代理行為を行えるものに依頼する場合を除き、申請者ご本人が行ってください。

重　要

補助金は令和9年1月29日（金曜日）までに必要書類を添えて実績報告することで、はじめて支払われます。実績報告期限までに必要書類を揃えることができるか、納期や工期をよくご相談いただき、余裕をもったスケジュールになっているか確認の上で、契約等を行ってください。

なお、補助金の交付を受ける場合は、市の交付決定を受けた日以降に着手（注文、契約、購入、工事着工）する必要がありますので、ご注意ください。

●補助金額の考え方

(1)太陽光発電設備+蓄電池　※同時設置に限る

導入手法	補助対象設備	補助上限額
・自己所有 ・PPA ・リース	太陽光発電設備	36万円
	蓄電池	39万9千円
補助金額は下記 A＋B の合計額		75万9千円

※太陽光発電設備の補助単価：9万円／kW　出力の値はkW 表示の小数点以下切り捨て。
※蓄電池：定格容量の値は小数点第二位以下を切り捨て。

＜A.太陽光発電設備の補助金額＞

下記①～③のうち一番低い額
- ①補助対象経費（税抜の工事費込みの設置費用）
- ②出力（小数点以下切り捨て）kW×9万円
- ③補助上限額：36万円

＋

＜B.蓄電池の補助金額＞

下記①②のいずれか低い額
- ①計算により算出した額
- ②補助上限額：39万9千円

(2)ZEH

導入手法	補助対象設備	補助上限額
・新築注文住宅の建築 ・新築建売戸建住宅の購入	ZEH	110万円/戸

＜ZEHの補助金額＞

下記①②のいずれか低い額
- ①補助対象経費の実支出額
- ②110万円

＜補助金額の計算例＞

補助金の額は、下記の例を参考に計算し、申請書に記載してください。

＜例1＞

A.太陽光発電設備…最大出力　5.5kW　工事費込みの設置費用70万円（税抜）

B.蓄電池……定格容量　5.0kWh　工事費込みの設置費用90万円（税抜）

A. 太陽光発電設備の補助金額

下記①～③のうち一番低い額　⇒　このケースでは、**③の36万円**

①補助対象経費：**70万円**　②出力5kW×9万円：**45万円**　③補助上限額：**36万円**

B. 蓄電池の補助金額

下記①②のいずれか低い額　⇒　このケースでは、**①の35万円**

①下記の計算により算出した額：**35万円**

・補助対象経費（税抜の工事費込みの設置費用）：90万円

・蓄電池の価格に3分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て、上限 32 万 9 千円）

90万円×1/3＝300，000円　⇒　30 万円・・・A（国補助分）

・蓄電池の定格容量に1万円を乗じて得た額（千円未満切り捨て、上限7万円）

1 万円×5.0kWh＝5万円・・・B（市補助分）

A+B＝**35万円**

②補助上限額：**39万9千円**

申請書に記載する補助金交付申請額

・太陽光発電設備：**36万円**＋蓄電池：**35万円**＝**71万円**

＜例2＞

A.太陽光発電設備…最大出力　5.5kW　工事費込みの設置費用90万円(税抜)

B.蓄電池……定格容量　7.0kWh　工事費込みの設置費用100万円(税抜)

A.太陽光発電設備の補助金額

下記①～③のうち一番低い額　⇒　このケースでは、**③の36万円**

①補助対象経費:**90万円**　②出力5kW×9万円:**45万円**　③補助上限額:**36万円**

B.蓄電池の補助金額

下記①②のいずれか低い額　⇒　このケースでは、**①②が同額で39万9千円**

①下記の計算により算出した額:**39万9千円**

・補助対象経費(税抜の工事費込みの設置費用):100万円

・蓄電池の価格に3分の1を乗じて得た額(千円未満切り捨て、上限 32 万 9 千円)

100万円×1/3＝333, 000円　⇒　32万9千円･･･A

・蓄電池の定格容量に1万円を乗じて得た額(千円未満切り捨て、上限7万円)

1 万円×7.0kWh＝7万円･･･B

A+B＝**39万円9千円**

②補助上限額:**39万9千円**

申請書に記載する補助金交付申請額

・太陽光発電設備:**36万円**＋蓄電池:**39万9千円**＝**75万9千円**

【注意】

- 太陽光発電設備の出力については、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点以下切り捨て）を使用してください。

- この補助制度における「**蓄電池の価格**」は、実際の価格ではなく、補助対象経費の合計額を蓄電池の定格容量で除した額をいいます。

- 「蓄電池の価格」が12．5万円/kWh以下（工事費込み、税抜）となるよう努めてください。ただし、複数者からの見積りの取得や販売事業者等に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うなど、一定の条件を満たせば、12．5万円/kWh以上も対象となります。

〇蓄電池の価格について

国実施要領（別紙2）にて、家庭用の蓄電池については、蓄電容量1kWh あたりの価格が12．5万円以下（目標価格）の蓄電システムとなるよう努めることとされています。

蓄電池の価格については、施工業者に作成いただく「事業計画に係る補助金額の計算書（蓄電池）（様式第5号）」に記載されますので、蓄電池の価格が12．5万円を超える場合には、複数者からの見積もり取得や施工業者等に条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うことなど目標価格以下の製品調達に努めてください。

そのうえで目標価格以下で調達が困難な場合には、申請書別紙の事業計画書に記載している蓄電池の調達についての項目にチェックをし、申請してください。

（蓄電池の価格の計算例）

・蓄電池の価格（補助対象経費の合計額を蓄電池の定格容量で除した額）

①蓄電池の補助対象経費が100万円、蓄電容量が8．0kWh の場合

100万円÷8.0kWh＝12万5千円　12．5万円以下のためチェック不要

②蓄電池の補助対象経費が100万円、蓄電容量が8．0kWh の場合

150万円÷8.0kWh≒18万7千円　12．5万円を超えるためチェックが必要

5. 申請手続きについて

(1)交付申請受付期間

令和8年6月1日(月)から令和8年12月28日(月)17時まで(土・日・祝を除く)

※先着順で受付し、予算上限に達した場合は受付を終了します。

※予算上限に達した日に提出された申請が複数あった場合、受付するものを後日抽選で決定します。

※提出が開庁日の 17 時を過ぎた場合は、翌開庁日の提出分になります(オンラインの提出も同じ)。

※郵送で提出された交付申請書は、環境・ゼロカーボンシティ推進課に届いた日が提出日となります。17時を過ぎて届いたものは、翌開庁日の提出分になります(市役所に届いた日と同じでない場合があります)。

※提出書類の不足により受付できないものは、必要書類の追加や差替などによる修正が完了した日の受付となります。

申請方法等については、次ページ以降をご確認ください。

（2）補助金申請フロー（変更が無い場合の例）

【申請者】	交付申請書の提出

＜注意事項＞
◎申請前に導入（契約、工事着工など）していないこと！
◎補助金の条件を満たしているか、事前に要チェック！

▼

（松山市）	交付申請の受付・審査 必要書類が全て揃った方から先着順で受付（※）します。

＜注意事項＞
※必要書類がすべて揃っているか、事前に要チェック！

▼

（松山市）	交付決定／不交付決定 審査の上、交付（不交付）を決定し、通知します。

▼

【申請者】	補助対象設備の設置・導入（契約、工事着工等）

＜注意事項＞
◎申請内容の変更（補助金交付決定額、補助対象設備や補助条件に関すること）や中止の場合は、事前に「変更交付（中止）申請書」を提出！

▼

【申請者】	実績報告書の提出

＜注意事項＞
◎補助対象事業の完了（工事完了・代金支払）後、すみやかに提出！
◎令和9年1月29日（金）17時までに提出！【必着】

▼

（松山市）	交付額確定通知 審査の上、交付額を確定し、通知します。

▼

【申請者】	請求書の提出

▼

（松山市）	補助金交付

(3)申請方法

下記フォームからオンラインにてご申請いただくか、郵送または窓口に直接ご提出ください。

提出期限：令和8年12月28日（月） 17時必着

＜オンライン申請＞

下記のURLまたは二次元コードから申請フォームにアクセスしてください。

＜申請フォーム＞
URL：https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11736

＜郵送・窓口持参＞

提出先　〒790-8571
松山市二番町四丁目7番地2
松山市役所　環境・ゼロカーボンシティ推進課（別館3階）
補助金担当　TEL：089-948-6437

【注意】
申請書や添付書類を基にお問合せすることがありますので、申請書類については控えを保管しておいてください。

6. 交付決定について

- 申請書の受付順に内容を審査し、交付・不交付決定通知書を送付します。
- 交付決定通知書を受領した後、事業者と契約締結・工事着工してください。
- 虚偽や不正があった場合、補助金交付要綱に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定の取り消しや補助金の返還を求めることがあります。

7. 交付決定後の事業内容等の変更または中止について

交付決定後に事業内容等や補助金の交付に影響がある変更または中止する場合は、必要な書類を速やかに提出してください。

(1)提出書類

手続きが必要な変更内容	提出書類
・補助金の交付決定額	・補助金変更交付申請書(様式第12号) ・変更後の事業計画書(交付申請書別紙) ・変更の内容がわかる書類等
・補助対象設備の区分	
・補助対象設備の条件	

【注意】

- 補助金の額の増額は認められません。
- 変更内容を審査し、適当と認めた時は、変更交付決定通知書を送付しますので、変更交付決定後に変更部分の工事に着手してください。
- 補助事業を中止する場合は、補助金中止交付申請書(様式第 12 号)を提出してください。(変更と中止は変更(中止)交付申請書として同じ様式です)
- 軽微な内容変更の場合は、実績報告時に必要書類を提出してください。
  ※変更申請が必要かどうか不明の場合は、事前にご相談ください。

(2)提出方法

下記フォームからご申請いただくか、郵送または窓口に直接ご提出ください。

＜オンライン申請＞

下記のURLまたは二次元コードから申請フォームにアクセスしてください。

＜申請フォーム＞

URL:https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11737

＜郵送・窓口持参＞

提出先　〒790-8571
松山市二番町四丁目7番地2
松山市役所　環境・ゼロカーボンシティ推進課(別館3階)
補助金担当　TEL:089-948-6437

8. 実績報告について

(1)提出書類一覧

●太陽光発電設備＋蓄電池

check	No.	提出書類
	1	松山市脱炭素加速化補助金実績報告書(様式第14号)
	2	実績報告書別紙　事業報告書
	3	契約書等(写し) ◆申請者と契約者の記名、契約日、金額や補助対象経費が分かる(値引き額を含む)ものなどの内訳があり、契約内容を確認できるもの ◆補助対象設備の購入・設置等について記載があるもの ※住宅の種類が「購入する住宅(設備が設置された建売住宅等)」の場合は、「不動産売買契約書」と「建売証明書」を提出
	4	補助対象経費の内訳及び支払証明書 (太陽光発電設備及び蓄電池)(様式第15号) ※施工業者に作成を依頼してください。 (記入例参照) ※国実施要領の「別表第1(交付対象事業費:設備整備事業)」の区分、費目、細分、内容を参考に作成してください。
	5	領収書等の写し ◆契約金額の支払日・支払額等が確認できるもの ※振り込みの場合は、金融機関が発行する振込証明書(振込金受取書)等でも可
	6	電力受給契約書等の写し ◆電力会社との売電の受給契約書等、契約内容が確認できるもの ◆FIT や FIP による売電契約でないことが確認できるもの

	7	蓄電池の保証書等 ◆蓄電池の製造者による保証期間が10年以上であることが分かる書類 (例)メーカー発行の保証書 ※販売店発行の保証書は不可
	8	以下①～③のカラー写真(撮影日入りのもの) ①設置後の住宅全体(外観写真) ※Google Street View などは不可 ※工事完了後に撮影したもの ※近隣の家屋等と明確に区別でき、住宅全体が確認できるもの ②設置後の補助対象設備(外観写真) ※設置した補助対象設備の全体が写っているもの ◆太陽電池モジュール ※全ての太陽電池モジュールの設置状況が確認できるもの (複数枚の写真を提出でも可) ◆パワーコンディショナー ※パワーコンディショナー本体が確認できるもの ◆蓄電池 ※蓄電池本体が確認できるもの ③ 設置した補助対象設備の型式等(銘板写真) ※メーカー名・型式(品番)・製造番号が確認できること ◆パワーコンディショナー ※記載内容が読み取れるもの ◆蓄電池 ※記載内容が読み取れるもの
	9	その他市長が必要と認める書類 上記のほか、書類等の追加提出をお願いする場合があります。

●ZEH

check	No.	提出書類
	1	松山市脱炭素加速化補助金実績報告書（様式第14号）
	2	実績報告書別紙
	3	契約書等（写し） ◆申請者と契約者の記名、契約日、金額や補助対象経費が分かる（値引き額を含む）ものなどの内訳があり、契約内容を確認できるもの ◆補助対象設備の購入・設置等について記載があるもの ※住宅の種類が「購入する住宅」の場合は、「不動産売買契約書」と「建売証明書」を提出（設備が設置された建売住宅を購入）
	4	補助対象経費の内訳及び支払証明書（ZEH）（様式第16号） ※施工業者に作成を依頼してください。 （記載例参照） ※国実施要領の「別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）」の区分、費目、細分、内容を参考に作成してください。
	5	領収書等の写し ◆契約金額の支払日・支払額等が確認できるもの ※振り込みの場合は、金融機関が発行する振込証明書（振込金受取書）等でも可
	6	BELSの評価書 ◆ZEH マークに関する事項が「ZEH」と記載されていること
	7	ZEH住宅の不動産登記事項証明書（写し） ◆発行から3ヶ月以内のもの
	8	住民票（写し） ◆発行から3ヶ月以内のもの ◆マイナンバーの記載がないもの

	9	以下①～④のカラー写真(撮影日入りのもの) ①設置後の住宅全体(外観写真) ※Google Street View などは不可 ※工事完了後に撮影したもの ※近隣の家屋等と明確に区別でき、住宅全体が確認できるもの ②設置後の補助対象設備(外観写真) ※設置した補助対象設備の全体が写っているもの ◆断熱設備(断熱材等) ※主要な居室部分について確認できるもの ◆空調設備 ※設置した設備本体が確認できるもの ◆給湯設備 ※設置した設備本体が確認できるもの ◆換気設備 ※主要な居室部分について確認できるもの ◆再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備等) ※太陽光発電設備を設置の場合は、全てのパネルの設置状況が確認できるもの(複数枚の写真を提出でも可) ③ 設置した補助対象設備の型式等(銘板写真) ※メーカー名・型式(品番)が確認できること ◆空調設備 ◆給湯設備 ※記載内容が読み取れるもの ④補助対象設備の施工・設置状況(施工時の写真) ◆断熱設備(断熱材等) ◆換気設備 ※主要な居室部分について、断熱設備(断熱材等)と換気設備の施工・設置が確認できるもの ※住宅の種類が「購入する住宅」で施工時の写真がない場合は、設計図面、製品カタログ、仕様書等での代替も可
	14	その他市長が必要と認める書類 上記のほか、書類等の追加提出をお願いする場合があります。

※変更申請に該当しない「軽微な変更」があった場合、変更内容に関する資料等を添付してください。

＜添付書類の注意事項について ＞

補助対象設備に係る契約書類

契約日が補助金交付決定日以降になっていること。

交付申請時に添付した見積金額と、契約書及び領収書の金額が一致すること。

工事費用の支払いを確認できる書類

支払金額に補助対象設備以外の代金が含まれる場合は、支払額の内訳が分かる資料を添付すること。また、施工代金の全額を、施工業者へ支払っていること。

「ZEH」であることを示す証書

BELSの評価書のZEHマークに関する事項に「ZEH」と記載されていること。

住民票

ZEH補助を受けるためには、補助対象住宅に申請者が居住していることが必要です。居住実態を住民票で確認しますので、実績報告提出時点で、当該住宅の住所地に、申請者の氏名が記載されている住民票を提出してください。

【注意】

- 軽微な変更がある場合は、変更内容に関する資料等も添付してください。
  また、必要に応じて、その他の書類の提出をお願いする場合、確認のための現地調査を行う場合があります。
- 該当した場合は、円滑な事業執行に向け、ご協力をお願いいたします。

(2)提出方法

下記フォームからオンラインにてご提出いただくか、郵送または窓口に直接ご提出ください。

提出期限：令和9年１月29日(金)17時必着

＜オンライン報告＞

下記のURLまたは二次元コードから報告フォームにアクセスしてください。

＜報告フォーム＞
URL：https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11738

＜郵送・窓口持参＞

提出先　〒790-8571
松山市二番町四丁目7番地2
松山市役所　環境・ゼロカーボンシティ推進課(別館3階)
補助金担当　TEL：089-948-6437

9. 補助金の請求について

市が実績報告書の内容を確認し、適当と認めた時は、交付金額の確定通知書をお送りしますので、書類が届き次第、速やかに請求書を提出してください。

(1)提出書類

	補助項目	提出書類
共通	・太陽光発電設備＋蓄電池 ・ZEH	請求書 振込口座の通帳の写し

【注意事項】

- 押印省略可
- 振込先は、申請者（請求者）名義の銀行口座を記載してください。
- 通帳の写しは口座情報等が記載された面（1ページ目）を提出してください。
- ネットバンクやWeb通帳を利用されている方は、Webで口座情報が確認できる画面を印刷して提出してください。

（2）提出方法

下記フォームからオンラインにてご提出いただくか、郵送または窓口に直接ご提出ください。

＜オンライン報告＞

下記のURLまたは二次元コードから報告フォームにアクセスしてください。

＜報告フォーム＞
URL：https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11739

＜郵送・窓口持参＞

提出先　〒790-8571
松山市二番町四丁目7番地2
松山市役所　環境・ゼロカーボンシティ推進課（別館3階）
補助金担当　TEL：089-948-6437

10. 補助金受領後の義務等について

●補助対象設備の管理義務

補助金の交付を受けた方は、補助対象設備を管理するための台帳を自ら備え、法定耐用年数が経過する日まで、補助金の目的に従って、善良な管理者の注意をもって補助対象設備を管理し、その効率的運用を図る義務を負います。

●書類の保存義務

当該補助金に係る経費の収支を明らかにする帳簿等を、補助が完了した年度の翌年度から5年間保存してください。ただし、法定耐用年数が 5 年を超える設備に関する書類は、法定耐用年数が経過するまで保管する必要があります。

保管するべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。

●財産処分の制限

補助金交付の目的に反して、補助対象設備を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行うことは、原則出来ません。

法定耐用年数経過前に、やむを得ず当該設備の処分や譲渡、貸付等を行おうと考えている場合は、必ず**事前に**市へご相談ください。

●その他

- 市に提出された書類は返還できません。
- 市に提出された交付申請書等は、松山市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。
- 国の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。
- 補助金を交付した者に対して、経理状況その他必要な事項について、補助事業の遂行状況の報告を求めることがありますので、ご協力ください。

【お問い合わせ先】

松山市役所　環境・ゼロカーボンシティ推進課　補助金担当

TEL:089-948-6437

［受付時間］8:30～17:00 ※土・日・祝日を除く

松山市脱炭素加速化補助金